条例を見守り応援しよう　No.12（別添②）

地域における相談活動の流れ

障害のある人　・　保護者　・　関係者　⇒

市町村
中核地域生活支援ｾﾝﾀｰ
関係機関　等

相談の受付（広域専門指導員）
相談窓口において、来所又は電話等での相談に応じる

相談の受付（地域相談員）
市町村が実施する「障害者相談」の際や日常の活動の中で相談に応じる

相談内容等の連絡
広域専門指導員に相談内容等を連絡

相談体制の確立及び相談者への連絡
広域専門指導員は、相談体制を確立した上で、相談者に対して、事案を担当する地域相談員等を連絡

検討会議の開催（取扱方針の検討）
広域専門指導員が地域相談員を招集、関係機関等に出席要請

事情の確認
地域相談員（広域専門指導員）が、双方から事情を確認

検討会議の開催（助言･調整案を検討）
広域専門指導員が地域相談員を招集、関係機関等に出席要請

助言・調整の実施
地域相談員・広域専門指導員が、双方に対して、助言・調整

（不調の場合）

合　　意

調整委員会への申し立て
合意が困難な場合、調整委員会への申立て